

**東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業  
プロポーザル実施要領**

**1 事業名**

東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業（以下、「本事業」という。）

**2 趣旨**

この要領は、本事業の受託者選定について、実績、専門性、技術力等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る一般公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の必要な事項を定めるものとする。

**3 事業概要**

(1) 目的

令和8年（2026年）4月から本市で開始する乳児等通園支援事業や現在運用している一時預かりサービス等の利用者負担分の徴収をキャッシュレス決済化することにより、現金の集金におけるリスクを解消するとともに、集金事務の効率化、利用者の利便性の向上を図るもの。

(2) 契約方法

一般公募型プロポーザル方式による随意契約

(3) 仕様

別紙「東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業仕様書」

(4) 提案上限額

390,000円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、上記上限額は、利用施設21施設、令和8年（2026年）4月から令和9年（2027年）3月までの集金見込み額8,563,750円（利用件数7,277件）を想定したものであり、導入に係る費用、決済手数料及び振込手数料等のキャッシュレス決済に係る全ての経費である。

契約は、契約の相手方が算出した金額（見積額）に基づき、月々定額で支払う基本料金と、納付金額に応じて支払う利用料金より構成される従量契約とする。

提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限額を超える

提案を行った事業者は失格とする。

#### 4 参加資格要件

次の(1)又は(2)に掲げる者とする。ただし、契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たしている事業者。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者であること。

オ 国税、県税及び市町村税について滞納していないこと。

カ 個人情報保護に取り組んでいること。

キ 反社会的勢力による被害の防止に取り組んでいること。

ク 公立の保育施設または子育て関係施設でのキャッシュレス決済導入実績が、過去3年以内において1施設以上あること。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす複数で構成された事業者（以下、「複合体事業者」という。）

ア 構成している事業者の中から代表となる法人（以下、「代表事業者」という。）を定めていること。

イ 構成している事業者全てが(1)ア～クに該当すること。

#### 5 スケジュール

(1) 募集開始日 令和8年（2026年）1月7日（水）

(2) 参加表明書提出締切日 令和8年（2026年）1月20日（火）

- (3) 質問締切日時 令和8年（2026年）1月20日（火）午後4時
- (4) 質問回答日 令和8年（2026年）1月23日（金）
- (5) 企画提案書等・辞退届提出締切日  
令和8年（2026年）1月30日（金）
- (6) 審査結果（採否）通知日（優先交渉権者決定）  
令和8年（2026年）2月13日（金）予定
- (7) 契約締結日 令和8年（2026年）2月20日（金）予定

## 6 応募書類の配布

前記5(1)の募集開始日から(5)の企画提案書等・辞退届提出締切日まで、東海市ホームページからダウンロードする。

## 7 提出方法

参加表明書の提出方法は、直接持参または郵送（FAX不可）、メールとする。

企画提案書等の提出方法は、直接持参または郵送（FAX不可）とする。

【持参の場合】前記5の各提出締切日までの午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に持参すること。

【郵送の場合】前記5の各提出締切日内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

【メールの場合】前記5の各提出締切日内に必着とする。なお、メールで提出した旨を担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

## 8 提出書類

### (1) 参加表明書の提出

企画提案書等を提出する者は、以下のとおり「参加表明書」を提出すること。

#### ア 提出書類

##### (ア) 参加表明書【様式1】

必要事項を記入した上で提出すること。

提出部数は1部とする。

##### (イ) 提出期限

前記5(2)の参加表明書提出締切日まで

##### (ウ) 提出先

東海市幼児保育課

## (エ) 提出方法

前記 7 の提出方法のとおり

### (2) 企画提案書等の提出

#### ア 提出書類等

以下の(ア)及び(イ)の各提出部数は 9 部（正 1 部、副 8 部）とする。

##### (ア) 企画提案書【自由様式】

- a 基本 A4 判 横書 左綴じ 両面印刷で 30 ページまで  
資料構成上 A3 判が必要な場合は蛇腹折りとすること。
- b 正は、事業者の名称、所在地、代表者職氏名を記載のうえ、担当者名及び担当者連絡先を記載すること。
- c 宛名は「東海市長」とすること。
- d 表紙には「東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業」と記載すること。
- e 本事業において企画提案をすることができるのは 1 案だけとする。
- f 提出期限後の企画提案書の差替は認めない。

##### (イ) 提供料金【様式 2】

- a キャッシュレス決済利用料金については、本事業の月額料金（税別）を記載すること。
- b クレジットカード、二次元コード決済についてそれぞれの決済手数料率について % で示すこと。なお、決済手数料率に加えて固定費がかかる場合は注釈で補足説明を記載すること。
- c キャッシュレス決済利用料金の記載内容を確認し、必要に応じて補正を求めることがある。

(ウ) 直近の納税証明書（未納がないことの証明。法人は法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税。個人は所得税、個人事業税、都道府県民税並びに市町村民税、消費税及び地方消費税。いずれも提出期限前 6 か月以内のもので、写し可。）

(エ) 法人は商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人は事業主の身元証明書（いずれも提出期限前 6 か月以内のもので、写し可。）

(オ) 複合体事業者にあっては、代表事業者を示す書類

(代表事業者が指定納付受託者となります。)

(カ) 提供予定のキャッシュレス決済のために必要な機器（消耗品）一式

※(ア)～(オ)の書類は返却しない。(カ)の機器（消耗品）一式については、審査終了後、必要に応じて提出先において返却する。

イ 提出期限

前記5(5)の企画提案書等・辞退届提出締切日まで

ウ 提出先

東海市幼児保育課

エ 提出方法

前記7の提出方法のとおり

## 9 提案書記載事項

別紙の「東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業 仕様書」及び「東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業 審査基準表」に基づき、企画提案書を作成すること。

## 10 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、担当課まで、「質問書」【様式3】をFAXもしくは電子メールにて問い合わせること。送付後、速やかに担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問は、参加表明書提出事業者のみとし、受付期間は前記5(1)の募集開始日から(3)の質問締切日時までとし、それ以後は一切受け付けない。

## 11 提案書提出の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」【様式4】に事業者の名称、所在地、代表者職氏名を記載し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

(1) 辞退届提出期限

前記5(5)の企画提案書等・辞退届提出締切日まで

(2) 提出先

幼児保育課

(3) 提出方法

前記7の提出方法のとおり

## 1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、選定事業者が協定締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、選定事業者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

(1) 選定事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 選定事業者が次に該当した場合

ア 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

イ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 仕入れ先の契約その他の契約にあたり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 受注者が、アからエまでのいずれかに該当する者を仕入れ先の契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

キ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

ク オ又はカに掲げるもののほか、法人等の役員等又は使用人が、アからエまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 協定を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本業務について2案以上の企画提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

### 1.3 企画提案書等の審査

- (1) 審査項目及び配点

別紙「東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業 審査基準表」のとおり

- (2) 審査方法

審査は東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により非公表で行う。選定委員会による書類審査を実施し、最も優れている提案者を優先交渉権者とし、次点の提案者を次点交渉者として選定する。なお、審査の際に、提案者によるプレゼンテーションは実施しないが、審査にあたり、提案内容に関する質疑をする場合がある。

審査内容、結果についての異議は認められない。

- (3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、前記5(6)の審査結果（採否）通知日（優先交渉

権者決定)に通知する。

#### (4) 選定事業者の決定

審査の結果を踏まえ、協定書締結の相手方として最も適したものを選定事業者として決定する。

### 1 4 契約の締結

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した優先交渉権者の業務委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者が前記「12 失格事項」の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と契約交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- (3) 契約の締結にあたっては、参加者の提案内容を尊重するが、必ずしも提案(見積金額を含む)どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議を行った上で決定するものとする。なお、契約の締結は、地方自治法及び東海市契約規則をはじめとする諸規定を適用するものとする。

### 1 5 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。  
なお、東海市ホームページ上で優先交渉権者のみ公表する。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。選定事業者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には協定書を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提案者が一者となった場合についても、審査を行うものとする。

### 1 6 問い合わせ先

東海市中央町一丁目1番地

東海市役所 市民福祉部 幼児保育課

電話番号：052-613-7669、0562-38-6292

E-MAIL : hoiku@city.tokai.lg.jp